

埼玉県選挙カレッジ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）が行う、体験実習事業である「埼玉県選挙カレッジ」の実施に関して必要な事項を定める。

(埼玉県選挙カレッジの目的)

第2条 埼玉県選挙カレッジは、18歳以上の若者に県選管が実施する各種事業（以下「実習」という。）へ参加してもらうことにより、若者が政治参加の重要性を認識し、選挙事務及び選挙啓発に対する理解を深めることを目的として実施する。

(実施内容)

第3条 埼玉県選挙カレッジが実施する事業は以下のとおりとする。

- 1 県内大学等への選挙啓発出前講座の実施
- 2 若者向け選挙啓発冊子の作成
- 3 選挙啓発の企画・実施
- 4 選挙事務の体験
- 5 （公財）明るい選挙推進協会が実施する研修への参加
- 6 県選管が必要に応じて定める事業

(実習生の受入手続等)

第4条 県選管における実習を希望する者は、県選管に対して埼玉県電子申請・届出サービス（別記様式1）により、参加の申込みを行う。

- 2 県選管は、希望者から参加の申込みがあったときは、応募者数、年間の事業計画等を勘案の上、受入れの可否を決定し、希望者に通知する。
- 3 県選管は、別記様式2により学生に任命書を交付する。
- 4 実習に参加する学生（以下「実習生」という。）が行う実習の時間は、職員の通常の勤務時間（午前8時30分から午後5時15分まで）とし、これを超えて実習を行う場合は、事前に実習生と十分実習内容を協議し、実習生の承諾を得て実施する。

(交通費の支給)

第5条 県選管は、実習生が選挙啓発出前講座その他県選管が必要と認める事業（定例会を除く。）に参加した場合、最も経済的な通常の経路及び方法により計算した額により、予算の範囲内で交通費を支給する。

- 2 旅費は、口座振替払いにより支給する。
- 3 実習生は、県選管に対し、別記様式3により口座振替申出書を提出する。

(ボランティア保険の加入)

第6条 実習生は、県選管が指定するボランティア保険に加入しなければならない。なお、加入の手続は県選管が一括して行い、費用は埼玉県が全額負担する。

(実習に専念する義務)

第7条 実習生は、実習時間中は県選管事務局職員の指示に従い、実習に専念し

なければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第8条 実習生は、実習期間中、特定の政党・候補者等を支援したり、反対する行為並びに県選管の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第9条 実習生は、実習期間中、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 実習生は、実習の成果の内容や内容に関する論文その他著作物を公表しようとするときは、前項に抵触しないことについて、あらかじめ県選管の確認を得なければならない。

(誓約)

第10条 実習生は、前3条の規定を遵守するため、県選管に対し別記様式4により誓約書を実習前に提出しなければならない。

(実習の中止)

第11条 県選管は、実習生が前3条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、県選管は大学等にその旨通知するものとする。

(結果報告)

第12条 実習生は、実習終了後、別記様式5により結果報告書を県選管に提出するものとする。

(実習の証明)

第13条 県選管は、大学等から実習生の単位認定のために実習内容等について証明を求められたときはこれを行う。

(その他別に定める事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、埼玉県選挙カレッジに関して必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月17日から施行する。

埼玉県 電子申請・届出サービス

埼玉県選挙カレッジ申込書

申請者	
申請者（フリガナ）	
性別	
生年月日	
年齢	
郵便番号	
住所	
電話番号	
大学名	
学部・学科名	
学年	
大学所在地（郵便番号）	
大学所在地（住所）	
志望動機	
処理状態	
整理番号	
申込日時	
個別番号	

任 命 書

・・・様

埼玉県選挙カレッジ実習生（第・期）
に任命します

令和・・・年・・・月・・・日

埼玉県選挙管理委員会
委員長　・・・

口座振替申出書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

選挙啓発出前講座その他県選管が必要と認めた事業（定例会を除く。）に係る報償費については、下記の口座に振り替えてください。

口座名義			
カナ名義			
金融機関名 及び支店名	銀行 信用金庫 農協		支店 出張所 支所
口座種目 及び口座番号	普通 当座		

※通帳の写しを添付すること。

最寄駅： _____

最寄駅までの交通手段

(徒歩 ・ 自転車 ・ バス ・ その他 ())

※バスの場合 () 乗車 ⇒ () 降車

口座振替申出書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

の選挙啓発出前講座（ 事業）に係る報償費については、
下記の口座に振り替えてください。

口座名義			
カナ名義			
金融機関名 及び支店名	銀 行 信用金庫 農 協		支 店 出張所 支 所
口座種目 及び口座番号	普通 当座		

※ 本人に代わって代理人が受け取る場合は、**本人が委任状に記名押印し、代理人が
口座振替申出書に記名押印**してください。

委 任 状

令和 年 月 日

住 所

氏 名

私は、住 所

氏 名

を代理人と定め、の選挙啓発出前講座（ 事業）に係る
報償費の受領に関する権限を委任します。

誓 約 書

令和 年 月 日

埼玉県選挙管理委員会委員長 様

住 所

氏 名

私は、埼玉県選挙管理委員会において実習等を行うに当たり、以下の事項を遵守することを誓約します。

- 1 実習期間中は、埼玉県の条例・規則等を守り、埼玉県選挙管理委員会職員の指示に従います。
- 2 特定の政党・候補者等を支援したり、反対する行為、埼玉県の信用を傷つける又は不名誉となるような行為及び実習に際して知り得た秘密を実習期間中又は実習終了後において漏洩するような行為は行いません。
- 3 その他、「埼玉県選挙カレッジ実施要綱」に明記された実習生に関する事項について従います。

活動報告書

大学名

学年

氏名

- ・ 選挙カレッジに参加した動機、きっかけ

- ・ 選挙カレッジの活動にどのようなものを期待していたか

- ・ 選挙カレッジの活動に参加してどうだったか

- ・ 自らの今後の選挙、政治参加について

- ・ その他